

林野火災の予防対策が強化されます

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防に関するルールが変わります。

気象状況により「火災警報」および「林野火災注意報」を発令し、火の使用制限を行います。

火災警報の発令中は、以下のことを守ってください

水戸市火災予防条例（第29条）

1. 山林、原野等において火入れをしないこと

- 火入れとは、ある区域内の草木を焼却除去することです。
詳しくは、市農政課に問合せください。



2. 煙火を消費しないこと

- 打ち上げ花火や玩具用花火を使用しないでください。

3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと

4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の近くで喫煙をしないこと

- 危険物の近くや、燃えやすいものの近くでタバコを吸わないでください。

5. 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域において喫煙をしないこと

6. 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

- 火を使ったあとに残されたものを、確実に消火し、適正に処理してください。

「火災警報」：火の使用制限に従わなければなりません（義務）

※違反した場合、消防法により処罰されることがあります（30万円以下の罰金または拘留）

「林野火災注意報」：火の使用制限に努めなければなりません（努力義務）



制限されるたき火とは？（一例）

火の粉が飛散するおそれのあるものです（火災警報発令中は禁止）



焼き畠等



暖をとるためのたき火



落ち葉焚き

たき火にあたらないもの



バーベキュー

発令するときは、水戸市ホームページやSNS等でお知らせします



【お問い合わせ】

※発令基準は、水戸市HPをご確認ください

水戸市消防局 火災予防課

TEL : 029-221-0119

